

令和元年

第 3 回 東 栄 町 議 会 臨 時 会

会 議 録

令和元年 5 月 7 日 (火)

令和元年第3回東栄町議会臨時会 会議録

招集年月日 令和元年5月7日(火) 開会 午前10時00分
閉会 午前11時41分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前知忠和	参事兼振興課長	丹羽貴裕
地域支援課長	加藤文一	医療センター事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	伊藤太	経済課長	夏目明剛
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸 書記 神谷純子

出席議員の報告

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 選挙第 1号 議長選挙について
(追加議事日程)
- 日程第 1 選挙第 2号 副議長選挙について
- 日程第 2 議席の指定について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 常任委員の選任について
- 日程第 6 議会運営委員の選任について
- 日程第 7 議会報編集委員の選任について
- 日程第 8 承認第 1号 東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 選挙第 3号 東三河広域連合議会議員選挙について
- 日程第 10 選挙第 4号 北設広域事務組合議会議員選挙について
- 日程第 11 同意案第 1号 監査委員の選任について

あいさつ

議会事務局長（長谷川伸君）

東栄町議会議員一般選挙後の初議会でありますので、開会に先立ちまして、町長より挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

町長（村上孝治君）

皆さん改めましておはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。まずは議員の皆様方におかれましては、この4月21日に執行されました町議会議員選挙において、厳しい選挙戦を戦い抜かれ、晴れてご当選を果たされましたことは、誠に喜ばしく心よりお喜びを申し上げます。

私自身も同日の町長選挙におきまして、大変厳しいものがありましたが、町民の皆様はじめ各方面の方々からの力強いご支援と温かいご厚情を賜り、再選で2期目を担わせていただくこととなりました。改めて責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。皆様から寄せられました信頼と期待に誠実にお答えするため、公正で公平な町政運営のもと、堅実な行財政運営を基本に、議会の皆様とは建設的な議論を交わし、明るい住みよいまちづくりに向け、全力で2期目を取り組んでまいりたいと思っております。どうかこれからの4年間、町政への格別なご理解と温かいご支援ご指導賜りますようお願いを申し上げます。

今回は、臨時議会でありますので大綱説明はございませんが、このあと議員の選挙等もございますが、3件付議させていただいております。概略を少しお話をさせていただきます。

はじめに承認第1号『東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』であります。3月29日に公布されたことに伴いまして、議会を招集するいとまがなかったため、4月1日に専決処分をしたものでございます。

次に、選挙第4号『北設広域事務組合議会議員の選挙について』は、議員選出をお願いするものでございます。

同意案第1号『監査委員の選任について』は、執権を有する者1名と議員から選出をいただ

きます1名の選任同意をいただくものでございます。

これらの詳細につきましては、改めてそれぞれ説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。以上でご挨拶と付議案件の説明とさせていただきます。どうぞ4年間よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

議会事務局長（長谷川伸君）

それでは、臨時議長の紹介をさせていただきます。本臨時会は一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の山本典式議員をご紹介します。山本議員、議長席へお願いいたします。

臨時議長（山本典式議員）

ただ今ご紹介いただきました山本典式でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。よろしくご協力のほどをお願いいたします。

ここでお諮りいたします。開会に先立ち選挙後の初議会でありますので、議会側・執行部側それぞれ自己紹介をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（山本典式君）

異議なしの発言がありましたので、まず議会側から氏名と出身地程度で、簡単に自己紹介を仮議席1番から順次お願いしたいと思います。

1番（浅尾もと子君）

浅尾もと子と申します。東京都東村山市出身です。よろしくお願いいたします。

2番（伊藤紋次君）

伊藤紋次でございます。いつもどおりの出身ですけども、2期目です。よろしくお願い致します。

3番（伊藤真千子君）

伊藤真千子です。生まれは御園、嫁に来て中設楽に40年です。よろしくお願いいたします。

4番（原田安生君）

原田安生と申します。6期目ですので皆さん顔をよく知ってると思いますが、また心新たに頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

5番（伊藤芳孝君）

本郷の伊藤芳孝です。よろしくお願い致します。

6番（加藤彰男君）

加藤彰男です。振草上粟代です。3期目です。また質疑の方よろしくお願い致します。

7番（森田昭夫君）

下田出身の森田昭夫です。よろしくお願い致します。

臨時議長（山本典式君）

最後ですけども、私山本典式でございます。出身は市場でございます。よろしくお願い致します。

では、続きまして執行部側の職員の紹介をお願いしたいと思います。副町長から順次お願い致します。

副町長（伊藤克明君）

副町長の伊藤克明です。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長（佐々木尚也君）

教育長の佐々木尚也でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長（内藤敏行君）

総務課長の内藤でございます。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（長谷川伸君）

議会事務局の長谷川です。よろしくお願いいたします。

教育課長（栗嶋賢司君）

教育課長の栗嶋賢司です。よろしくお願いいたします。

参事兼振興課長（丹羽貴裕君）

参事兼振興課長の丹羽でございます。

地域支援課長（加藤彰男君）

地域支援課長の加藤です。よろしくお願いいたします。

医療センター事務長（伊藤知幸君）

東栄医療センター事務長の伊藤知幸です。よろしくお願いいたします。

住民福祉課長（伊藤太君）

住民福祉課長の伊藤太といいます。よろしくお願いいたします。

経済課長（夏目明剛君）

経済課長の夏目です。よろしくお願いいたします。

事業課長（伊藤久司君）

事業課長の伊藤久司です。よろしくお願いいたします。

税務会計課長（前地忠和君）

会計管理者兼税務会計課長の前地です。よろしくお願いいたします。

臨時議長（山本典式君）

ありがとうございました。それでは、これより臨時議会に移ります。ただ今の出席議員数は「8名」でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から、令和元年第3回東栄町議会臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配布してあるとおりでございます。

----- **仮議席の指定** -----

臨時議長（山本典式君）

日程第1『仮議席の指定』を行います。「仮議席」は、ただ今着席の議席といたします。

----- **選挙第1号** -----

臨時議長（山本典式君）

次に日程第2、選挙第1号『議長の選挙について』の件を議題といたします。選挙の方法については、議会事務局長より説明させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

失礼いたします。選挙の方法と手続きについて、ご説明いたします。議会の選挙は、公職選挙法の一部が準用されます。議長の選挙は、地方自治法第103条の規定により行われるもので、選挙の方法については、同法第118条に規定されており、投票による方法と指名推選の方法があります。また、東栄町議会会議規則第4章にその手続きが規定されており、これに従うこととなります。

それではまず投票の方法についてご説明いたします。投票は、単記無記名です。当選人につきましては、法定得票数以上の最多得票を得たものが当選人となります。法定得票数は、有効投票数を定数で割り4分の1を掛けたもの、つまり、議長選挙の有効投票数が8票の場合は、8割る1掛ける4分の1で2票となり、2票が法定得票となります。法定得票数に達しない場合には、繰り返し選挙を行うこととなります。また、上位の得票が同数の場合は、くじで決めることとなっております。

次に、指名推選の方法についてご説明します。議長の発議、あるいは議員の動議により行うことができます。この指名推選が成立するためには「議員全員が指名推選方法に、異議がないとき」あるいは「指名人について議員全員、異議がないとき」に成立いたします。いずれかの場合に異議がある場合には、その時点で投票による方法に変更することとなります。以上で説明を終わらせていただきます。

臨時議長（山本典式君）

ではここでお諮りします。選挙は、投票による方法で行いたいと思いますが、これにご異議はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（山本典式君）

ご異議なしと認め、議長選挙は投票による方法で行います。

ここで、議長選挙における立候補者の所信表明を行いたいと思いますが、議長の選挙は地方自治法第118条の規定により、公職選挙法が準用されていますが、立候補の規定は準用されていないため、暫時休憩といたします。恐れ入りますが、執行部の皆さんは、一時退席をお願いしたいと思います。再開の時刻は、後ほど事務局から連絡をいたしますので、よろしく願います。

議会事務局長（長谷川伸君）

それでは、執行部の皆さんは、自分の課の席または議員控室の方で待機をよろしく願います。

< 暫時休憩 10 : 10 ~ 10 : 24 >

臨時議長（山本典式君）

ただ今から本会議を再開します。議長につきまして投票ということでしたが、立候補者1名でしたので仮議席4番原田安生君に決定しました。原田安生君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。改めて当選人の住所・氏名・生年月日を議会事務局長から発表させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

それでは、報告いたします。議長、住所「東栄町大字三輪字中奈根 16 番地 3」、氏名「原田安生」、生年月日「昭和 33 年 3 月 2 日」以上でございます。

臨時議長（山本典式君）

ただ今、議長に当選されました原田安生君から、あいさつをいただきます。

新議長（原田安生君）

ただ今立候補させていただきましたところ、私 1 人ということで決定をいただきました。令和の年に入ってかなり厳しいこの東栄町の中で、議会または執行部とともに住民の暮らしやすいまちづくりに努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

臨時議長（山本典式君）

これをもちまして、臨時議長の職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。新議長と交代いたします。

議長（原田安生君）

それでは引き続き本会議を開会したいと思います。
追加議事日程を配布いたします。

議会事務局 追加議事日程を配布

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただ今配布してあります議事日程どおり追加したいと思いますが、これにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

異議なしと認めます。よって、日程第 1 から日程第 11 を追加することにいたします。

----- **選挙第 2 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 1、選挙第 2 号『副議長の選挙について』の件を議題といたします。
ここでお諮りいたします。副議長の選挙は、投票による方法で行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認め、副議長選挙は投票による方法で行います。ここで、副議長選挙における立候補者の所信表明を行いたいと思いますが、議長の選挙は地方自治法第 118 条の規定により、公職選挙法が準用されていますが、立候補の規定は準用されていないため、暫時休憩といたします。恐れ入りますが、執行部の皆さんは、一時退席をお願いいたします。再開の時刻は、後ほど事務局から連絡をいたしますので、お願いします。

< 暫時休憩 10:30～10:35 >

議長（原田安生君）

それでは引き続き本会議を再開いたします。ただ今全協で副議長が決定されました。ただ今副議長に当選されました伊藤紋次君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をします。改めて当選人の住所・氏名・生年月日を議会事務局長から発表させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

それでは報告いたします。副議長、住所「東栄町大字振草字古戸神田 22 番地 1」、氏名「伊藤紋次」、生年月日「昭和 23 年 12 月 15 日」以上でございます。

議長（原田安生君）

ただ今、副議長に当選されました伊藤紋次君から、あいさつをいただきます。

新副議長（伊藤紋次君）

失礼いたします。今、副議長に選考されました伊藤紋次でございます。皆様方の支持によりまして、この行職に就くことができましたことを極めて光栄と存じます。深く感謝申し上げます。また新しい年号の年、そしてまた議員定数削減の中という議会の運営になるのですが、議員経験豊かな議長のもとでございますので、議長のバックアップは当然のこと、議長職をフォローし、公平公正円滑な議会運営、県市町村議会との良好な関係の構築に努力したいと思っております。併せて町当局、執行部との調整役も担いたいと思っております。格別のご支援とご協力をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

----- **議席の指定** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 2『議席の指定について』を議題とします。

お諮りいたします。議席の指定は、7 番に副議長、最後の 8 番を議長とし、1 番から 6 番までを抽選により決定したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議席の指定は 7 番副議長、8 番議長とし、1 番から 6 番までを抽選により決定することになりました。抽選により決定することになりました。抽選の方法については、事務局から説明をお願いします。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

抽選方法についてご説明いたします。抽選棒により 2 回行います。1 回目で「くじ」を引く順番を決めます。2 回目は 1 回目で引いた「くじ」の順番に従って抽選を行い、引いた番号が議席番号ということで決定いたします。以上でございます。

議長（原田安生君）

ただ今、説明のあったとおり、まず「くじ」の順番を決める抽選を行います。議席番号から順次行ってください。

抽選（1 回目）

議会事務局長（長谷川伸君）

それでは本抽選を引く順番の発表をいたします。

1 番 森田昭夫議員、2 番 伊藤芳孝議員、3 番 伊藤真千子議員、4 番 浅尾もと子議員、5 番 山本典式議員、6 番 加藤彰男議員。以上でございます。

議長（原田安生君）

ただ今の発表の順番で、本抽選を行います。

本抽選（2回目）

議長（原田安生君）

本抽選が終わりましたので、事務局長に発表させます。

議会事務局長（長谷川伸君）

それでは本抽選が終わりましたので、抽選の結果、議席番号を発表いたします。

1 番 伊藤芳孝議員、2 番 森田昭夫議員、3 番 山本典式議員、4 番 浅尾もと子議員、5 番 加藤彰男議員、6 番 伊藤真千子議員、7 番は副議長の伊藤紋次議員、8 番は議長の原田安生議員でございます。よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（原田安生君）

それでは、言われた席にお着きをお願いします。

変更議席に着席

----- **会議録署名議員の指名** -----

議長（原田安生君）

それでは進行いたします。

次に、日程第3『会議録署名議員の指名について』を議題といたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により1番 伊藤芳孝君、5番 加藤彰男君の2名の指名をいたします。

----- **会期の決定** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第4『会期の決定について』を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りと致したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田芳孝君）

よって本臨時会の会期は本日限りと致します。

----- **副議長の選挙** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第5『常任委員の選任について』を議題といたします。常任委員は、東栄町議会委員会条例の第2条におきまして、昨年条例改正をし、総務経済委員7名、文教福祉委員7名と規定されており、任期は、いずれも議会委員会条例第3条第1項の規定により、2年でございます。また、常任委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条第1項において「議長

が会議に諮って指名する。」と規定されています。これにより、議長以外の議員が各常任の委員となりますが、議長において指名したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

異議なしと認め、議長において委員の指名を行います。

ただ今より事務局から「委員会所属一覧表」を配布しますのでお願いいたします。

議会事務局 常任委員名簿配布

議長（原田安生君）

今回からは委員全員ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。常任委員会の所属は、お配りした一覧表のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

これより、全委員で集まっただき、各委員会の正副委員長を選出をお願ひしたいと思います。場所は議員控室でお願ひします。正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願ひいたします。ここで、正副委員長選出のため、暫時休憩といたします。

< 暫時休憩 10:45～10:55 >

議長（原田安生君）

休憩前に引き続き、本会議を再開します。

各委員会の委員長、副委員長を事務局長から報告させます。

(「議長、議会事務局長」の声あり)

はい、議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

それでは報告いたします。

総務経済委員会 委員長 伊藤芳孝議員、副委員長 山本典式議員。

次に、文教福祉委員会 委員長 加藤彰男議員、副委員長 伊藤真千子議員。以上でございます。

議長（原田安生君）

以上のとおり決定をいたしましたので、よろしくお願ひいたします。

----- **議会運営委員の選定** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第6『議会運営委員の選任について』を議題といたします。各委員会委員の選任は、東栄町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。ここで選考のため暫時休憩といたします。そのまましばらくお待ちください。

< 暫時休憩 10:51～10:53 >

議長（原田安生君）

ただ今より事務局から「委員会所属一覧表」を配布しますのでお願いいたします。

議会事務局 委員会所属一覧表配布

議長（原田安生君）

議会運営委員は、お配りした一覧表のとおり指名いたしますので、よろしくお願いいたします。これより議会運営委員の方に議員控室で、正副委員長を選出をしていただき、正副委員長が決まり次第、議長まで報告をお願いいたします。選出のため、暫時休憩といたします。

< 暫時休憩 10:54～10:57 >

議長（原田安生君）

再開いたします。

委員会の委員長、副委員長を事務局長から報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

それでは報告いたします。議会運営委員会 委員長 山本典式議員、副委員長 伊藤紋次議員。以上でございます。

議長（原田安生君）

以上のとおり、決定をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

----- 議会報編集委員の選任 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第7『議会報編集委員の選任について』を議題といたします。各委員会の委員の選任は、東栄町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

異議なしと認めます。ここで選考のため暫時休憩といたします。そのまましばらくお待ちください。

< 暫時休憩 10:58～10:59 >

議長（原田安生君）

再開いたします。

ただ今より事務局から議会報編集委員会所属一覧表を配布しますのでお願いします。

議会事務局 委員会所属一覧表配布

議長（原田安生君）

議会報編集委員は、お配りした一覧表のとおり指名いたしますので、よろしくお願いいたします。これより議会報編集委員の方に議員控室で、正副委員長を選出をしていただき、正副委員長が決まり次第、議長まで報告をお願いいたします。

選出のため、暫時休憩といたします。

< 暫時休憩 11:00～11:03 >

議長（原田安生君）

再開いたします。
委員会の委員長、副委員長を事務局長から報告させます。
（「議長、議会事務局長」の声あり）
議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

それでは報告いたします。議会報編集委員会 委員長 山本典式議員、副委員長 伊藤真千子議員。以上でございます。

議長（原田安生君）

以上のとおり、決定をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

----- 承認第1号 -----

議長（原田安生議員）

次に、日程第8、承認第1号『東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務会計課長」の声あり）
はい、税務会計課長。

税務会計課長（前地忠和君）

承認第1号 東栄町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和元年5月7日提出、東栄町長 村上孝治。

1枚はねてください。専決第1号 東栄町町税条例等の一部を改正する条例について。東栄町町税条例等の一部を改正する条例を下記理由により別紙のとおり専決するものとする。平成31年4月1日、東栄町長 村上孝治。

専決理由。地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、東栄町町税条例等を改正することとなりましたが、急を要するため議会を招集するいとまがないと認めたものである。

次ページをお願いいたします。東栄町条例第12号 東栄町町税条例等の一部を改正する条例。東栄町町税条例の一部改正。第1条、東栄町町税条例（昭和35年東栄町条例第5号）の一部を次のように改正する。

2枚はねていただいて左側、東栄町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。第2条、東栄町町税条例等の一部を改正する条例（平成28年度東栄町条例第40号）の一部を次のように改正する。下から2行目です。第3条、東栄町町税条例等の一部を改正する条例（平成30年度東栄町条例第15号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきますので、2枚はねていただき、右側です。13分の1ページをご覧ください。

まず、今回の条例改正につきましては、全てが上級法に伴うものをご理解ください。このページの寄付金税額控除第33条からはじまり、多くの条文の改正、追加、字句の改正がございますが、主な改正のみご説明させていただきます。

では最初に、第33条の7の改正内容ですが、右側改正前の上から4行目の下線部にあります「同項第1号に掲げる寄付金」が左側改正後上から4行目「同条第2項に規定する特例控除対象寄付金」に改められています。これは国がふるさと納税、これ特例控除と言いますが、見直しとして特例控除の対象寄付金とするためには、寄付金に対する支出額の金額や返礼品に関する事項を定め、寄付金の募集を適正に行う等々の基準を国が設け、指定されなければならないといったものでございます。

次にこのページの下から5行目、附則の第7条の3の2、改正箇所は右側改正前の下線部で「平成43年度」が左側改正後の「平成45年度」に改められています。これについては、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の充実として期間の延長がなされたものでございます。

次ページの右側上から5行目からの下線部が、左側改正後で削除となった内容につきましては、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件が廃止されたことによりまず削除となっております。

次ページ13分の3ページの上から5行目、第7条の4から2枚はねていただいた下の13分の7ページ下から4行目までは、先ほど説明させていただいた寄付金と特例控除対象寄付金の字句の改正と、項ずれが主な内容となっております。

次ですが、同じページ13分の7ページ一番下、第10条の3ですが、1枚はねていただきまして、上左側に第6項が追加されています。ここには新築住宅等に係る固定資産税の減額を受けようとするものがすべき申告について書かれていますが、申告できる方は高規格堤防、これについては津波対策の堤防などが考えられます。そういった堤防の整備に伴う立替家屋を新築される方に限られていますので、当町ではまず該当はないと思われま。

同じページの左側中段の7項から1枚はねていただいて、左側上から5行目第13項、ここまですべてについては、項ずれでするので説明は省略させていただきます。

次の行からの改正は、軽自動車税に関する改正で、国では軽自動車税のグリーン化特例を今回と10月1日、令和3年4月1日の3段階で改正することとしており、この第1回の改正を受けての町条例の改正となります。右側第16条の下線部が左側下線部のとおり変更となっておりますが、これまで新車登録から14年を経過した軽自動車は重化されていますが、この改正によりこの重化を平成31年度までとしています。ただし重化が廃止されるわけではなく、次の改正時に重化の規定を整備することとなっております。

次に同じページの左側下から3行目第2項からの改正ですが、ここから1枚はねた下13分の13ページまでにつきましては、以前の改正で平成31年度まで期間延長されたグリーン化特例によかかるもので、項ずれと字句の変更のほか、3つの価格表が追加されています。

13分の11ページに戻っていただきまして、まず左側の2項に関する表ですが、中段上の表をご覧ください。この表の右側がまず5段に分かれています。これは車種で分かれています。上から1行目が3輪、2行目以降は4輪車ですが、2行目が乗用の営業用、3行目が乗用の自家用、4行目が貨物用の営業用、5行目が貨物用の自家用となっております。左側の金額が標準税額で右側が軽減後となります。また同じような表が同じページと次ページに3表ありますが、これにつきましては最初の表が75%軽減、次の表が50%軽減、最後が25%軽減となっております。この条の第2項にかかる75%軽減対象者でございますが、この75%軽減対象者は電気自動車と天然ガス自動車とされております。第3項にかかる50%軽減につきましては、乗用で平成32年度燃費基準プラス30%達成者と貨物用の平成27年度燃費基準のプラス35%達成者となっております。第4項にかかる25%軽減ですが、乗用の平成32年度燃費基準プラス10%達成者と平成27年度燃費基準プラス15%達成者となっております。

次に2枚はねていただきまして2分の1ページ、東栄町町税条例の一部を改正する条例（平成29年3月15日東栄町条例第5号）新旧対照表をご覧ください。このページに関する改正は、左側中段あたりの下線部、空白を設けたのみで、次のページでは右側上から6行目の空白部分に、左側「、当分の間」が加えられております。これにつきましては本年10月1日から施行される自動車取得税環境性能割の期間が表記されていなかった部分を、当分の間としたもので、ここの当分の間の実際の期間ですが、この期間は平成31年10月1日から令和2年9月30日までに購入された軽自動車とされております。

次ページをご覧ください。この条例につきましては、昨年9月に改正で設けられました法人の申告を電子化する基準等の一部を改正するもので、当町に該当はございませんので、説明は割愛させていただきます。

最初の承認第1号のページ、一番最初ですが、このページより5枚はねていただきまして、左側7分の6ページをご覧ください。附則、施行期日。第1条、この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の方に掲げる規定は、平成31年6月1日から施行する。

(1) 第1条中東栄町町税条例第33条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定。以降は改正される税の経過措置として第2条より第4条が記されております。改正される部分については、施行日以降適用されまして、それまでの各税につきましては従前の例によるものです。以上でございます。

議長（原田安生君）

承認第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今説明がありまして、上級法の改正に伴うということなんですけども、町税収入全体に対する影響というのは基本的にないというか、どのくらいか。これに伴う町税収入全体の影響はどのような理解でよろしいですか。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（前地忠和君）

主に関係するものは、軽自動車税に関係するものだとこの条例で考えるわけですが、数字で言いますと今年賦課させていただきます軽自動車税に関しましては、まず50%軽減の軽4輪の乗用自家用がまず5台ございます。この5台については、金額的には1万800円から5,400円という金額になります。これは先ほどの表の中にございます。次に同じ軽4輪の乗用自家用で25%の軽減については26件ございます。これは金額的に言いますと、1万800円が8,100円となります。あともう1個軽4輪の貨物自家用については、25%の軽減が1台ございます。これが5,000円が3,800円となっております。ちょっと計算しなきゃいけないので内容があれなんですけど、そのぐらいの軽減率です。

議長（原田安生君）

よろしいですか。その他ございますか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

ご説明を聞きまして、専決議案いわゆる軽自動車のグリーン化特例ですとか、ふるさと納税をめぐり制度変更などを内容としているというふうに理解しました。私は、軽自動車のグリーン化特例というのは今年10月から予定されている消費税10%への引き上げに対して配慮したものだと考えておりますので、消費税増税に反対する日本共産党の議員として反対いたします。付け加えて、ふるさと納税の制度変更についても、もともとの制度自体が自治体間での競争を煽るというものですので、失礼しました。これは討論でしたね。質疑ではないんですが、失礼しました。後ほどします。

議長（原田安生君）

質疑は質疑でしっかりしてもらいましょう。

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長、4番」の声あり)
はい、4番。反対ですね。

4番(浅尾もと子君)

はい、反対です。

先ほど申し上げたとおりなんですけれども、軽自動車のグリーン化特例というのは消費税増税に配慮するというものであるので、日本共産党の議員として反対いたします。ふるさと納税の制度変更についても、そもそもの制度から自治体間での競争を煽るというものですので、国が一方的に自治体のやり方に介入するというこの変更についても認められないということです。以上です。

議長(原田安生君)

はい、続きまして賛成者の。

(「議長、賛成討論です」の声あり)

はい、2番。

2番(森田昭夫君)

私はこの案に賛成します。ここは日本の国です。日本の国であり、日本の上級法が変わった以上、やはり日本の国の一員としてこの法律を守っていくべきだということで、私は賛成します。

議長(原田安生君)

その他ございますか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

以上で討論を打ち切りたいと思います。それでは、反対者がおりますので「挙手」により承認を求めたいと思います。これより承認第1号の件を「挙手」により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

(挙手賛成者：6名)

議長(原田安生君)

挙手多数です。よって、承認第1号『東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』の件は、原案のとおり承認されました。

----- 選挙第3号 -----

議長(原田安生君)

次に、日程第9、選挙第3号『東三河広域連合議会議員の選挙について』の件を議題といたします。4月22日付けで東三河広域連合長から、東三河広域連合議会選出議員の任期満了に伴い、議員選出の依頼がありました。つきましては、議員選出の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づく「指名推選」とし、私より指名したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

異議なしと認めます。それでは選考のため、暫時休憩といたします。

< 暫時休憩 11:25～11:26 >

議長（原田安生君）

再開します。それでは、東三河広域連合議会議員を指名いたします。7番伊藤紋次君と3番山本典式君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました、伊藤紋次君と山本典式君を当選人と定めることに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、東三河広域連合議会議員に伊藤紋次君と山本典式君が当選いたしました。当選された伊藤紋次君と山本典式君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ただ今より事務局から選挙第3号の資料を配布しますので、お願いいたします。

議会事務局 資料配布

議長（原田安生君）

改めまして、当選人の指名、住所、生年月日を議会事務局長から報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

失礼します。それでは順次報告いたします。東三河広域連合議会議員。住所「東栄町大字振草字古戸神田22番地1」、氏名「伊藤紋次」、生年月日「昭和23年12月15日」。続きまして、住所「東栄町大字下田字市場16番地16」、氏名「山本典式」、生年月日「昭和22年12月26日」。以上でございます。

議長（原田安生君）

当選されました伊藤紋次君と山本典式君から、あいさつをいただきたいと思いを。

はじめに伊藤紋次君からお願いいたします。

7番（伊藤紋次君）

東三河広域連合は非常に重要な、大切な議会だと思っております。昨年度の経験を活かし、特に奥三河というのか市町村のために一生懸命努力する所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思いを。

議長（原田安生君）

次に山本典式君。

3番（山本典式君）

ただいま当選ということで、この東三河広域連合につきましては、税だとかそれから介護保険、いろいろな形で新しい取り組みをしておりますので、東栄町の方もしっかり主張しながらそういうような方向で頑張っていきたいと思いをしますので、よろしくお願ひします。

議長（原田安生君）

以上で日程第9、選挙第3号『東三河広域連合議会議員の選挙について』の件は、終結いたしました。

----- **選挙第4号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第 10、選挙第 4 号『北設広域事務組合議会議員の選挙について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

選挙第 4 号 北設広域事務組合議会議員の選挙について。北設広域事務組合同規約第 5 条第 3 項の規定により、組合議会議員の選出を求める。令和元年 5 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

選任理由、伊藤芳孝委員の辞職による。任期、令和元年 5 月 7 日から令和 4 年 9 月 18 日まで。以上です。

議長（原田安生君）

選挙第 4 号については、ただいま説明のあったとおりでございます。北設広域事務組合の東栄町選出議員については、規約に基づいて選挙を行います。従来からの申し合わせで、選挙の取り回しにつきましては、議事進行を「副議長」と交代させていただきますので、よろしくお願ひします。

副議長（伊藤紋次君）

引き続き、日程第 10、選挙第 4 号『北設広域事務組合議会議員の選挙について』の件を進めさせていただきます。

ここでお諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づく「指名推選」とし、私から指名させていただきたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（伊藤紋次君）

ご異議なしと認め、私から議長の原田安生君を指名いたします。ただいま指名しました議長原田安生君を北設広域事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（伊藤紋次君）

ご異議なしと認めます。よって、北設広域事務組合議会議員に、議長 原田安生君が当選いたしました。当選された議長 原田安生君が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。ただ今より事務局から選挙第 4 号の資料を配布しますので、お願ひいたします。

議会事務局 資料配布

副議長（伊藤紋次君）

改めて、当選人の指名、住所、生年月日を議会事務局長から報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長

議会事務局長（長谷川伸君）

北設広域事務組合議会議員の報告させていただきます。住所「東栄町大字三輪字中奈根 16 番地 3」、氏名「原田安生」、生年月日「昭和 33 年 3 月 2 日」以上でございます。

副議長（伊藤紋次君）

それでは、当選されました議長 原田安生君からあいさつをお願ひいたします。

議長（原田安生君）

ご指名いただきました北設広域事務組合はかなり難題を持っておりませんが、東栄町のために一生懸命頑張って努めたいと思います。よろしく願いいたします。

副議長（伊藤紋次君）

はい、ありがとうございます。

以上で、日程第 10、選挙第 4 号が終了しましたので、ここで議長を交代いたします。

----- **同意案第 1 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 11、同意案第 1 号『監査委員の選任について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

同意案第 1 号 監査委員の選任について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、監査委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和元年 5 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

住所「東栄町大字下田字市場 56 番地 1」、氏名「亀山幸夫」、生年月日「昭和 22 年 11 月 26 日」。議員の内から選任する監査委員につきましては、議会においてご選任いただきたいとおもいますので、よろしく願いいたします。

選任理由、任期満了による。任期、令和元年 5 月 7 日から令和 5 年 5 月 6 日まで。

議長（原田安生君）

提出者の説明が終わりました。

ここで諮りいたします。町長から申し出の議会推選について、ご意見はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

それでは、正副議長において決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

それでは、しばらくそのままお待ちください。

< 暫時休憩 11:37～11:38 >

議長（原田安生君）

はい、お待たせをいたしました。再開いたします。

それでは事務局から同意案第 1 号の資料を配布しますので、お願いをいたします。

議会事務局 資料配布

議長（原田安生君）

改めて、監査委員の選考結果を事務局長から報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

それでは、監査委員の報告をいたします。住所「東栄町大字振草字上栗代仏地9番地」、氏名「加藤彰男」、生年月日「昭和32年1月3日」。以上でございます。

議長（原田安生君）

以上、報告のとおり、議会推選としたいと思います。

これより質疑に入りますが、地方自治法第117条の規定により、加藤彰男君の退場を求めます。

議長（原田安生君）

ただ今の議会推選について、質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

質疑を打ち切ります。本案は、人事案件でございますので討論は省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。これより採決に入ります。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第1号『監査委員の選任について』の件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。加藤彰男君の入場を許可します。

----- 閉 会 -----

議長（原田安生君）

以上で、本臨時会に上程されました案件は全て議了いたしました。これをもちまして『令和元年第3回東栄町議会臨時会』を閉会いたします。

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____